

○国土交通省告示第三百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道54号改築工事（可部バイパス・広島県広島市安佐北区三入六丁目地内から同区大林町字浜ヶ谷地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分

広島県広島市安佐北区三入六丁目、可部町大字上町屋字周泰林、大林一丁目、大林三丁目並びに大林町字柳、字真香、字火打岩、字京免、字出張、字松畝及び字浜ヶ谷地内

2 使用の部分

広島県広島市安佐北区大林町字真香及び字火打岩地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県広島市安佐北区可部南一丁目地内から同区大林町字台地内までの延長9.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道54号改築工事（可部バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道54号（以下「本路線」という。）は、広島市を起点とし、三次市等を経て松江市に至る延長176.6kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、広島市北部の住宅地等を通過し、広島市の市街地と広島県北部地域とを結んでいることから、地域住民による地域内交通と物流等の通過交通を担い、広く利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、広島市安佐北区三入一丁目地内で21,397台／日であり、混雑度は1.38となっている。

本件事業の完成により、現道の通過交通を本件区間が分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年建設事務次官通知）等に基づき、昭和56年1月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年3月及び平成23年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバが確認されているが、営巣が確認されていないことなどから、影響は小さ

いとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級又は第3種第2級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和56年12月22日に都市計画決定され、平成15年2月24日に変更決定された都市計画と、現道との連結道路部等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、連結道路の位置等については、申請案のほか、申請案より北側又は南側とする案の3案について検討が行われているが、申請案は取得必要面積が少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的な案であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、広島市長を会長とする国道54号改築促進広島県期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県広島市安佐北区役所